

『新葉和歌集』 卷九伊勢・石清水関連詠の考察

伊藤 伸江

一

『新葉集』は、その巻九に神祇歌を配する。冒頭に置かれた二条為忠の伊勢神宮詠にはじまり、後村上院の「寄社祝」詠で結ばれるこの巻は総歌数四〇首（歌番号573、612）、勅撰集同様積教部と対に置かれている。神祇歌の配列は、主要な神社に関連する詠歌群のつらなりであり、巻頭歌573から584までが伊勢神宮に関する詠、以下585から590が石清水、591、592が賀茂、593が平野、594から597が春日、598が三輪、599が竜田、600から603が住吉、604、605が日吉、606が金峰山野際社、607、608が子もり社、609が日前神宮、610、611が諏訪、612で天地の神すべてを詠む。伊勢から日吉までは、二十二社の配列に従っており、それ以降は、南朝や宗良親王と深くかかわった神社に関する詠を入れたものである。

この論では、『新葉集』の神祇歌について、巻頭から一八首連続し、神祇歌の約半数を占める伊勢、石清水関連詠を題材に、特徴と思われる様相を考えていきたい。^(注1)

二

さて、神祇巻の巻頭歌は、二条為藤の三男為忠による次のような和歌であった。

題しらず

前中納言為忠

573 神風やのどかなる代としら露の玉ぐしの葉の枝もならさず

天皇の御代がたいらかにおさまっているので、神の御恵みを受けて白露の置いた、玉串の柿の枝を、神風がそよがせることもないとうたう詠である。為忠詠三句目、四句目の「しら露の玉ぐしの葉」、すなわち白露の置いた柿葉は、作者為忠の父祖為家の詠「くもりなくあまてる神のしるしとて玉ぐしのはにみかく白露」（白河殿七百首・雜・杜頭柿・554）に例が見られ、天照大神の靈験をあらわしている。さらに、為家の伊勢神宮奉納詠「ちぎりおきていくよへぬらん色かへぬ玉ぐしのはの秋のしらつゆ」（為家五社百首・露・316）にもこの景は詠まれており、為家が伊勢神宮に対して使用した語を強く意識した歌のつくりであった。

また、和歌における「神風」という語句は、「伊勢」の枕詞として使われる用法と、現実の風のように歌の中で扱われる例が見られるのだが、巻頭歌においては、「神風」が、「枝もならさず」と現実の風の様相を呈する。ただ、この風は、神意があまねく体现されている現在の「のどかなる代」ゆえに吹く必要がなく、玉ぐしの葉の枝もならさずに止んでいると表現された風、いわば吹かないことが神意を示し、世の平安のしるしとなる神風であった。

元来、「枝もならさず」と表現される風の様は、『正治二年石清水若宮歌合』での頭詠詠「ふく風も枝をならさぬ御代にあひて花も心やのどけかるらむ」（六番右勝・桜・12）にならい、尊良親王の『正中三年禁庭御会和歌』の詠「ふく風も枝をならさぬ御代に逢ひて雲井のさくらちらずもあらなん」（春日同詠禁庭花応製和歌・3）や、『龜山殿七百首』の二条為親詠「さそはるるならひもあらじさく花の枝をならさぬ御代の春風」（花枝・93）など、後醍醐天皇の代に多く詠まれ、宗良親王詠「吹く風の枝をならさぬ御世にこそ花のみやこはしづかなりけれ」（李花集・雜歌・奇都祝を・902）に至るまで、大覚寺統（南朝）天皇の御代への祝意の表現として続いていく。頼阿の『草庵集』にも、文保二年の後醍醐天皇の即位の後、二条為藤が内裏に参仕して多忙な由言いおくってきた和歌への返歌「吹くかぜのをさまれる世の花なれば猶ちりやらで君をこそまで」（春下・174）、元亨二年三月に尊良親王の花見に参じて

の詠「吹く風もをさまれる代のめぐみには花の心ぞまづ開ける」（賀・1432）があり、後醍醐天皇の御代の二条派の和歌に集中的に類似の意匠が見られる。為忠歌はこれを神風に転用したのである。

また、第二句の「のどかなる代」という語句も、「貞和百首」での飛鳥井雅孝詠「あめのしたのどかなる世と成りにけり君がめぐみやよにもみちぬる」（新統古今集・賀・800）が表現するように、君徳に満ちた治世の表現である。為忠は、正平の一統（醍醐の擾乱）後、正平六年（一二三五一）から正平十四年（一二三五九）にかけて南朝におり、この時期、専門歌人として、後村上天皇の朝廷で和歌を指導する立場にあつたと思われる。彼は「貞和百首」も詠進しており、貞和年間の北朝の和歌との類似表現を持つ和歌の詠作は不思議ではないが、「新葉集」に入るのは、歌の家ゆかりの貴重な指導者として南朝にいた時期の詠であろう。彼の詠は、神祇詠でありながら、南朝の御代をたたえる意図も強く感じさせる。「新葉集」神祇の巻の巻頭歌に定め置かれた為忠歌は、巧みに元亨・正中年間の後醍醐帝の代を思わせる表現を組み込んで、祝意を強調しているのである。

そして、五七三歌の後には、後醍醐皇女であり、齋宮に卜定された祥子内親王の詠、

野宮より退下の後雪をみて

574 わすれめや神のいがきの櫛葉にゆふかけそへし雪の曙

が続く。式子内親王詠「わすれめやあふひを草にひきむすびかりねののべの露の曙」（新古今集・夏・齋院に侍りける時、神だちにて・182・式子内親王）の影響色濃い詠であり、この詠が、齋宮であつたことを示す詞書を付して、巻頭歌の次に置かれていることで、巻頭歌で表現される神の御恵みと呼応し、安寧を祈る君主側の姿を示唆する。内親王の詠の後には、「君をいのれば」と詠む大中臣隆基詠、「君をときはと猶いのるかな」と詠む度会家行詠と、神宮の内宮・外宮に仕える者が天皇の安泰を神に祈る詠が入り、右兵衛督成直詠、五七八歌の「大神宮の御はからひ」の風が後村上院の船のみ伊勢に吹き戻したという大僧正頼意の詠と続く。

延元三年秋、後村上院かさねて陸奥国へくだらせましましたけるに、いく程なく御舟伊勢国篠島といふ所へつき

たるよしきこえしかば、勅使としてまゐりたりけるに、このたび大風なのめならずして御ともなりける船どもおほくそんじけるを、おなじ風のまぎれに御舟ばかりはことゆゑなく此国へしもつかせ給ふ事、しかしながら大神宮の御はからひたるよし神づかさどもよろこび申しければ、やがてこのよし奏し侍りけるついでに

前大僧正頼意

578 神風や御ふねよすらんおきつ波たのみをかけしいせの浜べに

この歌の詞書が述べるのは、延元三年（一三三八）秋、南朝方が義良親王（後の後村上天皇）を奥州に派遣するこ
ととし、海路伊勢より出発させた時に、天竜灘であらしにあい、義良親王の舟が伊勢に吹き戻されたという著名な事
件であり、「太平記」や「神皇正統記」に詳しい。詞書は、「大神宮の御はからひ」の風が、後村上院の船のみを分け
て吹きもどし、院を守つたと表現している。具体的な事件を述べる詞書にも支えられ、この歌の「神風」は現実に船
を吹き寄せる風として描写される。

すなわち、巻頭から五七八歌までの伊勢神宮関連詠は、巻頭歌と五七八歌とが示すように、平時には吹かず、乱世
には吹く神風が後醍醐天皇に続く南朝天皇の治世を見守る神の意志として表現されている。そして、その神の恵みが
そそがれる南朝の御代に、斎宮や伊勢神宮祭主、外宮神官、武士等があまねく伊勢皇太神に祈る姿を見せ、南朝政權
の盤石さを誇示する形をとらんとしているのである。

続いて、神祇卷五七九歌から五八四歌は、御裳濯川とその別名である五十鈴川、さらに鈴鹿川を詠みこんだ和歌を、
天皇、斎宮、臣下の詠と配列する。先頭の五七九歌を見る。

河月を詠ませ給ひける

後醍醐天皇御製

579 てらしみよみもすそ河にすむ月もにこらぬ波の底の心を

五七九歌は、「君が代はみもすそ河にすむ月その心は神ぞしるらん」（千五百番歌合・千五十七番右・祝・内大
臣通親）を意識し、川波の底に沈潜する心すなわち、神意を世に実現しうる帝王の心を照覧あれと天皇自らが神に訴

える詠である。

御袋瀬川の流れは、源経信の詠「君が代はつきじとぞおもふ神風やみもすそがはのすまむかぎりは」(後拾遺集・賀・450)によつて、御代の永続を示すものとして表現され広く使われてきた。^作また経信歌及び「神風やみもすそがはのながれこそつきひとともにすむべかりけれ」(統古今集・賀・後京極摂政良経・1884)、「神かぜやみもすそがはにすむ月にのどけきみよのかげぞみえける」(重家集・月十首・117)のごとく、「神風や」という語句も、「御袋瀬川」に結びついて枕詞的に働く。^作天授年間の初期、南朝方では、例えば「くもりなき御代のしるしと神かぜやみもすそ川にすめる月かげ」(南朝五百番歌合・雑四・四百八十七番右・太宰帥親王(惟成親王)や「神かぜの吹きつたへたる君が代にみもすそ川もさこそすむらめ」(南朝五百番歌合・雑五・四百九十三番左持・弁内侍(師成親王)のように、清く澄み月影の映る川の流れが、神意にかなう帝の世のありさまを表す表現として詠みあわれていた。

続く五八〇歌、

野宮に久しく侍りける比、夢のつげありて大神宮へ百首歌よみて奉りける中に 祥子内親王

580 いすず川たのむ心はにごらぬをなどわたるせの猶よどむらん

は、帝王の神を頼みとする心が濁っていないのに、川瀬は未だ淀んでいる、すなわち世情は安定していないことを歎き訴えている。祥子内親王は、元弘三年(一二三三)、後醍醐天皇の齋宮に卜定されたものの、戦乱で伊勢に赴くことなく退下しており、野宮にとどまらざるをえなかったのだが、詞書は、その齋宮に夢想の形で大神宮の意志が告げられ、百首歌を奉納したと述べており、詞書の主張する齋宮の夢想は、それ自体後醍醐天皇の御代の正統性の表現である。しかし、歌に存する「などわたる瀬の猶よどむらん」という表現は、詞書の「久しく侍りける」ではやんわりと示した現実の困難な状況をはっきり表してしまっている。五八〇詠により、うまくいかない現実の好転を皇太神に願う意識が表出され、完全に神の加護を受けきっていないと感じているその感情があらわになつているのである。

さらに続いて配列された和歌は、

正平十八年内裏にて人人名所百首歌つかうまつりける時、鈴鹿川といふことを読み侍りける

妙光寺内大臣

581 神も又あはれはかけよすずか川やそ瀬をかけし跡の白波

千首歌よみ侍りしに、伊勢を
中務卿宗良親王

582 いすず川その人なみにかけずともただよふ水の哀とはみよ

であり、後醍醐天皇詠の「てらしみよ」(579)に加え、「(神も又)あはれはかけよ」(581)、「哀とはみよ」(582)と、廷臣・皇族詠にも神に呼びかける命令形の強い口調が見られる。五八一、五八二詠は、川波の縁語である「かく」を、また神があはれを「かく」ことと重ね願う詠法を採用したことにより、充足されていない願望を示している。妙光寺内大臣の詠が、五十鈴川ではない「鈴鹿川」を詠むにもかかわらずこの位置に入集しているのは、「神も又あはれはかけよ」という上句の表現が、天皇の願望と合致しており、かつ御裳溜川、五十鈴川をあえて詠まないことが、上句の強い命令形があつても、臣下の詠に適當であるからであろう。伊勢神宮関連詠の後半の、御裳溜川、五十鈴川の流れに皇統をなぞらえた歌群は、現実への不満から、神からの注視とより強い加護を未来に強く望む表現が見受けられ、そこに大きな特徴を認めることができるだろう。

三

続いて石清水八幡宮関連詠を考える。

八幡神は、応神天皇の霊とされ、石清水八幡は、王城鎮護の神として貞観二年(八六〇)に男山に遷座し、南北朝期には、「天照太神ノ宮ニナラビテ、二所ノ宗廟トテ八幡ヲアフキ申サル、」(「神皇正統記」応神天皇条)と言われ皇室の崇敬を受けてきた。「新葉集」神祇卷においても、伊勢神宮関連歌に続く位置に石清水八幡宮関連歌が六首連続して置かれている。伊勢神宮関連詠には、御裳溜川、五十鈴川の流れになぞらえて、神意を受けた皇統の正しさを、末長さを

を表現せんとする詠歌技法が使われたが、石清水八幡宮関連詠において同様に、「石清水」の縁で清水の流れを皇統とみ、その「末」を皇室の末流と詠みこむ詠み方が使われていた。例えば、次にあげる「石清水」題の後村上院の詠である。

おなじ心を

後村上院御製

588 神も又あはれと思へいはし水木がくれてわがすめる心を

この歌は、石清水八幡に参詣し、夢に即位を告げられたという逸話を持つ、次のような後嵯峨院の詠を念頭に置いてつくられている。

八幡にこもり侍りし時

太上天皇

いはし水木がくれたりしいにしへをおもひいづればすむ心かな（続古今集・神祇・703・後嵯峨院）
帝位からはずれて逼塞していたことを「木がくれたりし」清水の流れとするこの後嵯峨院の表現を借り、現在の境遇が正當ではないという気持ちににじませ、「神も又あはれと思へ」と、命令形の語形により、強く神の関心に訴えている。そして、神に照覧されるべきなのは「わがすめる心」であった。

それでは、新葉集で後醍醐（579）、後村上（588）両帝の言う、こうした詠法の鍵となる「濁らぬ」「澄める」心とはどのようなものなのであろうか。

これについては、度会家行に影響を受けて書かれた北畠親房の著作に記された説が参考になる。渡会家行の「神道簡要」は、南朝に伝えられていたが、その中で、彼は「凡神者、以正直為先、正直者、以清浄為本。清浄者、心不失正、心不穢物、守大道、專定準」と主張する。そして、親房の「神皇正統記」は、「天照太神ノ宮ニナラビテ、二所ノ宗廟トテ八幡ヲアフギ申サル、コト、イトタウトキ御事也」「天照太神モタゞ正直ヲノミ御心トシ給ヘル。」と述べ、次のように神に仕える者は、根本の正直に徹して仕えることと指示している。

二所の宗廟ノ御心ヲシラント思ハゞ、只正直ヲ先トスベキ也。倭姫ノ命人ニラシヘ給ケルハ「黒心ナクシテ

丹心ヲモテ、清澄齊慎。左ノ物ヲ右ニウツサズ、右ノ物ヲ左ニウツサズシテ、左ヲ左トシ、右ヲ右トシ、左ニカヘリ、右ニメグルコトモ万事タガフコトナクシテ、太神ニツカフマツレ。元々本々、故ナリトナム。

マコトニ、君ニツカヘ、神ニツカヘ、国ヲオサメ、人ヲオシヘンコトモ、カ、ルベシトゾオボエ侍。

さらに、三種の神器に關しては次のように記す。

鏡ハ一物ヲタクハヘズ、私ノ心ナクシテ、万象ヲテラスニ是非善惡ノスカタアラハレズト云コトナシ。其スガタニシタガヒテ感応スルヲ徳トス。コレ正直ノ本源ナリ。玉ハ柔和善順ヲ徳トス。慈悲ノ本源也。劍ハ剛利決斷ヲ徳トス。智惠ノ本源也。此三徳ヲ翁受ズシテハ、天下ノヲサマランコトマコトニカタカルベシ。神勅アキラカニシテ、詞ツマヤカニムネヒロシ。アマサヘ神器ニアラハレ給ヘリ。イトカタジケナキ事ヲヤ。中ニモ鏡ヲ本トシ、宗廟ノ正體トアフガレ給。鏡ハ明ヲカタチトセリ。心性アキラカナレバ、慈悲決斷ハ其中ニアリ。

こうした思想から、伊勢・石清水両神が共に求める正直の心とは、三種の神器の鏡がくもりなく森羅万象を映すように、私心なく善惡の姿をとらえていくことであり、そこそが清き心であるとわかる。さらに帝王は、「宗廟の正體」である鏡を本とし、「政道ト云コトハ」「正直慈悲ヲ本トシテ決斷ノ力アルベキ也」と親房が説くように、三種の神器の体現する力の獲得によつて世を治めるのである。

とすれば、後醍醐天皇、後村上院の詠に見られる「にこらぬ心」「すめる心」とは帝徳を万全に備えた心なのであり、「新葉集」賀の巻の巻軸に

題しらす

後村上院

1425四の海波もをさまるしるとて三のたからを身にぞつたふる

1426九重にいまますみのかがみこそ猶世をてらす光なりけれ

と配列される、後村上院の和歌が示さんとしていた自信の源なのである。

それゆえに、「神も又あはれと思へ」と、ことさらにあらためて神の照覧を願う表現が示す気持ちの弱さがきわたつ

てくる。「すめる」心を石清水関連詠で詠むことは、大覚寺統、持明院統いずれの帝王詠にも既になされ、例えば後深草院「いはし水ながれの末のさかゆるは心のそのすめるゆゑかも」(玉葉集・神祇・題しらず・2764)、後宇多院「世をおもふわがすゑまもれいはし水きよき心のながれ久しく」(統千載集・神祇・百首歌めされし次に・919)などがあり、それぞれに「心」の清らかさを呼び込むことで、子孫への帝位継承が正当であることをにじませていた。さらに両統の天皇間では、帝位の正当性を激しく主張する和歌の応酬があり続け、とりわけ「風雅集」においては、^(注10)次の様な花園院、光厳院の和歌があり、明らかに持明院統に皇統がまとまったと声高に宣言していた。

院御歌

みなかみにさだめしすゑはたえもせずみもすそ河のひとつながれに(風雅集・賀・2197)

神祇を

太上天皇

たのみまこと二なければいはし水ひとつながれにすむかとぞおもふ(風雅集・神祇・2134)

川を

太上天皇

よどみしも又たちかへるいすず川ながれのすゑは神のまにまに(風雅集・神祇・2112)

【新葉集】の後醍醐(579)・後村上(588)詠は、「風雅集」に表出された持明院統側の正統な皇位をふりかざす思想に、時を経ていよいよ劣勢になりながらも抗している大覚寺統側の思いを体現した和歌なのであった。

四

前章で検討した後村上院の詠の前には、「天授千首」で詠まれた長慶天皇の次のような詠が入れられている。

千首歌よませ給ける時、石清水を 御製

587なにとかくにこり行く世ぞ石清水人の国とは神も思はじ

世の乱れを嘆くこの歌は、「人の国とは神も思はじ」と、「人の国」と思われるような状況を憂えるが、ここで「人の

「国」という表現は、八幡大菩薩が天平勝宝七年（七五五）に述べた託宣の言葉に依るものである。（山田）
すなわち、

自人之国ハ吾国、自人之人ハ吾人、成神之木事者、為不被伐斨、成神之葺事者、為不被荆棘。以左手物不移右手、以右手物不移左手。所謂同口ニ入ル物、有嚼方、有吞方。胡録之矢有白羽有黒羽。况雖同姓同人、勿准他人。若吾民之中一人有愁嘆事者、吾去社住虚テ天下発種々災矣

と述べる託宣（託宣）の言葉を使用し、八幡大菩薩の加護を得られない他国のことを「人の国」と示しているのである。託宣のこの言葉を引用した和歌は、既に「続古今集」に、「ひさにへてきみ君なれとまもるらし人のくによりわがくにのため」（神祇・大菩薩の御託宣の文を歌によりみ侍りける中に・705・平長時）があり、「続千載集」には、後二条院の「世のためもあふぐとをしれをとこ山昔は神の国ならずや」（続千載集・神祇・918）と、石清水の神の加護のある神の国と我が国を意識する詠が入れられており、石清水託宣を念頭に、八幡神に加護されるべき日本の国家という主張を歌にした詠歌の流れが存した。長慶天皇詠は、そうした詠歌の流れを受け、日本の統治者たる立場から詠まれた歌であるが、「あはれはかけよ」との表現を持つ後村上院の詠同様、「なにとかくにこり行く世ぞ」と上句に述懐表現を持つ点で、盤石な自信を表現した和歌になっていない。帝王詠が歎きを表出する形となっている結果、帝王と神との結びつきの弱さを、帝王側がここでも感じていることを露呈する形となっているのである。

ところで、石清水八幡宮は、皇室の祖神であるが、皇族のみならず、皇族から分かれた源氏の崇敬の対象とも考えられた。それゆえに、「新葉集」の石清水関連詠の中にも、源氏である北畠親房の和歌が存する。

中院入道一品

585石清水きよきながれをたのむよりにこらじとこそ思ひそめしか

この歌は、「李花集」における次のような贈答から「新葉集」に採られている。

中院准后みせ侍りし歌の中に、石清水きよきながれを憑むよりにこらじとこそおもひそめしか、とありしに

石清水ながれにこらぬわが人のこころを神にあはれとぞみん（李花集・雑・858）

頼みとする石清水八幡神の御意志にかなう清らかな心を保つ決意を詠む親房の歌に、宗良親王が「わが人」たる親房がその信仰心ゆえに加護を受けるはずであると詠みそえている。「李花集」はこの直前に石清水を詠んだ次の二首

石清水を

856 いはしみづにこりにしまぬ心をば神ぞあはれと照しみるらん

857 たのもしな神もさこそは石清水人のひとはおもはざるらむ（李花集・雑・856・857）

を入れており、世の濁りに染まらない清らかな心を神はよきものとご覧くださるとし、「人のひと」と思っておられないだろうと神を頼みにする。すなわち、親房詠に添えた歌で、清らかな「わが人」の心を神がよしとうけとめてくださるであろうと述べた思いが、二首に分けられここにも述べられているのである。ここで使われた「人の人」・「わが人」という語句は、先に見た石清水託宣の語句であり、皇族である親王自身、また皇族から分かれた源氏である親房とは当然「わが人」に属すとし、石清水の加護しない「人の人」と峻別しているのであった。

だが、この時、「新葉集」の石清水関連詠の末尾におかれた、龜山院の御子恒明親王の子で、南朝に暮らした深勝法親王の次の和歌は、一つの問題を喚起する。

いづみの国万代の別宮に参籠し侍りける時よめる

二品法親王深勝

590 民やすく国を生まれといのるかなひとの人よりわが君のため

この歌は、石清水の加護を受けるべきつながりのない「人の人」のためではなく、大覚寺統の「我が君」のために、国家の平安を祈ると、あえて主張している。この時の「わが君」南朝の帝と対比された「ひとの人」は何をさすのであろうか。

そこで思いだされるのは、「新千載集」神祇卷、巻軸歌となった足利尊氏の詠である。「新千載集」神祇の巻は、石清水八幡宮関連和歌に関して、わずか二首しか入れておらず、その二首の位置は、巻軸一首前と巻軸である。そし

て、いずれも皇族や廷臣詠ではなく、武士詠であった。

神祇歌中に

源清氏朝臣

かくて世にすむかひあらばいはし水心のにごる名をもながさじ

貞和二年百首歌めされし時

等持院贈左大臣

人よりも我が人なれば石清水きよきながれの末まもるらん（新千載・神祇・1008・1009）

源清氏は、『新千載集』編纂の時点では北朝に属した（後には南朝方に属する）尊氏の近臣であり、彼の歌は、石清水の加護に値する振舞いをなす決意を示した和歌である。尊氏の歌は、神が加護を与えるべき石清水の縁の者であるので、神はその血筋の末をお守りになつていたのであると詠んでいる。いずれも加護を受ける資格のある者という前提に依り詠んだ歌であつた。

源氏の子孫として、石清水の加護を受ける資格があると主張するものは、貴族ばかりではない。鎌倉幕府もそうであつたし、足利氏も、自己の権力の正統化のため、八幡太郎義家の子義国から分流した氏であることを利用し、義家の直系の子孫であることを誇示するのみならず、さらにさかのぼつて、清和源氏全体の祖にあたる源満仲を祖先として信仰した。尊氏の遺骨を満仲の靈廟（摂津国多田院）に分骨しているのは、源氏としての意識表明であつた。

それでは、尊氏の歌は誰が「我が人」なのか。素直に読めば尊氏自身である。しかし、武家執奏よりなつた「新千載集」ゆえに、撰者爲定の配慮があるうが、それでも神祇の巻軸歌に足利尊氏個人への石清水の加護を示す和歌を入れるのは、いかにも乱暴に感じられる。尊氏詠が巻軸であるゆえに、神祇巻の巻頭歌である後宇多院の平野社関連詠（今も猶民のかまどの煙までまもりぞすらむ我が国のため）、仁徳天皇を平野神とする信仰により詠まれた歌）との呼応を考え、皇室を詠んだ歌と見ることも検討したが、「わが人なれば」という言い回しは、尊氏が皇族の意識で詠むには不適切であり、やはり皇室の繁栄を詠む歌とはとりがたいように思われる。現実に、当該歌は、尊氏の「貞和百首」の九六番目に位置する和歌で（八〇から一〇〇番歌が「雑」題歌）、九九番歌に伊勢神宮関連詠（あきらけく

いは戸を出でし朝より天てる神の国ぞさかゆる」一〇〇番歌に皇室の存続を祝う和歌（君は百世たからは三のまもりにてこと国よりもくにぞひさしき）があり、貞和百首の中では、皇室の繁栄にふさわしい和歌は別に存している。それゆえ、やはり尊氏自身への石清水八幡神の守りを誇示する和歌が、その政治権力ゆえに『新千載集』神祇卷軸に置かれたのである。とすれば、『新葉集』五九〇番歌の「ひとの人」とは、実質的な国家権力を握り北朝の存立を左右した尊氏詠への反発から出た表現であろう。深勝法親王がこの和歌を詠んだ年時は不明であるが、彼は、天授元年開催の『南朝五百番歌合』に参加していることで、天授初年頃には南朝に居ることがわかり、足利將軍は時に義満であった。

そして、足利氏のうちでも、とりわけ、足利義満は、母が八幡檢校法印通清女であり、石清水を崇敬し、接近した。天授元年（一三七五）には石清水参詣を初めてなし、『新葉集』奏覧の二年後である弘和三年（一三八三）には、左大臣であった義満が源氏長者をも兼ねてしまうのである。天授初年から『新葉集』編纂の時期は、足利氏が公家をも含めた源氏すべての代表者として石清水の加護を誇りはじめた時期であった。

そもそも北畠親房の『神皇正統記』は、足利氏の出自を「高氏等ハ頼朝・実朝カ時ニ、親族ナト、テ優恕スルコトモナシ、タ、家人ノ列ナリキ」と鎌倉幕府の更に傍系の血筋と見ており、「関東ノ高時、天命ステニ極テ、君ノ御運ヲヒラキシコトハ、更ニ人力トイヒカタシ。武士タル輩、イヘハ数代ノ朝敵也、御方ニマイリテ其家ヲウシナハヌコソ、アマサヘアル皇恩ナレ、サラニ忠ライタシ、勞ヲツミテソ、理運ノ望ヲモ企ハヘルヘキ、シカルヲ、天ノ功ヲヌスミテ、ヲノレカ功トオモヘリ」と、鎌倉幕府を滅ぼした事も、功績などとは思っていない。こうした見方からすれば、足利氏の権力を思うままにするあまりの成り上がりぶりに、皇統の血を受ける者は声もでないありさまであるう。それゆえ、宗良親王の『天授千首』の石清水詠は、「ちかひおきし言のはいかに石清水人のひととも思ふべきかは」であり、石清水の神への悲憤慷慨の訴えとなつてゐる。

このように見てくると、深勝法親王の和歌は、やはり尊氏詠を充分に意識し、義満の石清水との癒着ぶりを否定せ

んとする意図から詠まれてきているのではないか。尊氏などは、「我が人」と主張できるような立場ではないはずなのに、その彼が現実の政治を動かし、足利氏の支配は抗し難い流れとなつて義満(if 16)に至るまで続いてきてしまつていゝという、南朝方の人々の憤懣が見てとれよう。

五

前節までに見た、「新葉集」神祇の巻の和歌には、北朝側皇室に対する対抗意識と、實質的に武力を持ち北朝を支えている足利氏に対する対抗意識から、神の御恵みを南朝方により多く受けんとする切実な願望がうかがえた。既に「風雅集」撰集直前の貞和年間、北朝朝廷側は撰集に向け、持明院統の御代をことごとく和歌を量産しており、また、尊氏も神の加護を誇示した和歌を詠んでいる。例えば、尊氏の「貞和百首」の95番歌は、「身をいのる人よりも猶をとこやますなほなるをぞまもるとはきく」であつた。類似表現の和歌として、「康永二年院六首歌合」において、「すなほなる心をうけばをとこやまいのらずとても我が君の御代」(八十三番左持・「雑心」・兼覚)という歌が詠まれており、尊氏と持明院統皇室方、いずれも石清水の加護を確信した和歌を詠んでいる。石清水の神は「すなほなる」ものを守るとする表現は同様ながら、持明院統は、自流の天皇への神の加護と見、尊氏は堂々と自らへの加護と見ているのだが、いずれにおいても、神の加護をひたすら求める側よりも求めない側に光があたつていゝとする歌の論理は、「風雅集」編纂前夜に現実^にに京を押しさへている北朝側、権力を持つ側からの、劣勢を押し返さんとする南朝側の切実な政權奪取の思いへの嘲笑が感じられる。

こうした二者の姿勢は、「風雅集」と、正平の一統がついえさつた後、北朝傍系の後光厳天皇の即位により、武士の力が一段と強まった撰集である「新千載集」に表立ってあらわれてくるものであつた。なかならず、尊氏の石清水詠が「新千載集」神祇巻の巻軸歌とされたことで、南朝側は、尊氏よりも劣勢であることを、あからさまにまた一方的にしめされたのであつた。

このような状況下で編まれた「新葉集」の神祇歌は、伊勢神宮関連詠で、前半歌（573〜578）では平らかに治まっている南朝の御代を誇示するが、後半歌（579〜584）で、帝・廷臣歌共に、神による照寛・加護の必要を希求し、切実な思いの内実を露呈させている。続く石清水関連詠でも、帝の詠は、持明院・大覚寺兩統の祖である後醍醐院を念頭に置き、その皇統の末であることを神に主張し、石清水の託宣にすがる。そして、足利氏の石清水信仰を強く意識し、南朝の帝こそ正統な統治者と宣言する詠を置くのである。

「新葉集」には、「新千載集」神祇巻の足利氏の和歌配置を強く意識し、改めた和歌の配置をなしている箇所もある。^{（注1）}宗良親王が師成親王、花山院長親に助けられつつなした「新葉集」撰集作業において、すくいあげた南朝の積年の思いとは、やはり皇統の正当性の天下あげての承認と、それに付随する統治権の回復の願いであった。神祇の巻の約半数にも及ぶ伊勢・石清水という皇室祖神に対する和歌に、そうした強い願いがまざまざと現れていたのである。

〔注〕 和歌の引用は「新編国歌大観」による。

注1 「新葉集」の本文は、「新編国歌大観」所収国立公文書館内閣文庫本（二〇〇・一四九）による。この本文は奏覧に供された精撰本系統の本文であると考えられているが、巻九神祇歌に関しては、原撰本系統の静嘉堂文庫蔵松井本（小木喬「新葉和歌集本文と研究」〔昭和59・笠間書院〕所収）と比較して、詞書や和歌の語句、作者名などに問題となるような大きな異同はない。

注2 勅撰集における神祇歌の巻頭作者を見ると、「統古今集」から「新拾遺集」まで、神もしくは帝位経験者がほとんどで、臣下は「統後拾遺集」の藤原俊成のみである。「新葉集」は、「統後拾遺集」を範として二条家の為忠を選んだと考えられよう。

注3 この和歌は「古来風体抄」、「近代秀歌」などの歌論書に多くひかれ、「袖中抄」や「野守鏡」には、この歌によって帝（白河院）の宝算が伸びたとの逸話もみえる。が、そのみならず、例えば、鎌倉末期の写本とされる真福寺文庫蔵「天都宮事太祝詞」の紙背文書にこの和歌が大書されているなど、一般に非常に流布していたことが知られる。このような例から、現実に神社文化圏に通底する基本知識であったことがわらう。

注4 「五十鈴川」（「いすずのかは」の場合もある）とも結びつくが、枕詞的用法としては、音数も影響するのであろう。「御裳溜川」と結びつく方が「五十鈴川」と結ぶよりもはるかに多く、結びつきが強い。579歌の場合、本文中に引用した千五百番歌合歌の影響下にあるので、「御裳溜川」が選択されているのであろう。また直前に「神風や」と詠まれる歌が配置されているゆえ、配列とし

ても自然である。なお「鏡千載集」にとられた伏見院の「河月と云へる心を」という題の歌「いはず河たえぬながれのそきよみ神代かはらずめる月かげ」（神祇・910）が五十鈴川を詠むように、持明院統の天皇詠に「五十鈴川」が使われるため「御裳溜川」が選択された和歌を入れたかとも思われるが確定はできない。

注5 鈴鹿川は、伊勢の歌枕であり、齋宮が伊勢下向する際にはこの川を渡る。また、「玉葉集」には後二条天皇の死により齋宮を辞した契子内親王の詠「すずか川やせせの波はわけもせでわたらぬ袖のぬる比かな」（雑二・延慶元年八月野宮よりいでたまふとて・2073）がある。また、源氏物語賢木の巻での六条御息所の歌「鈴鹿川八十瀬の波にぬれぬれず伊勢まで誰か思ひおこせん」もあり、そういった神宮の地との地理的な近さや、齋宮詠に連続しても不自然ではない縁もこの歌が配置された理由になろう。

注6 「神皇正統記」の引用は日本古典文学大系「神皇正統記 増鏡」（1965・岩波書店）による。

注7 北畠親房は度会家行の「類聚神祇本源」を見、「朔庭集」を抄写しており、「元元集」第五神器伝授編には、裏書として「家行神主口説」を記した部分があり、家行の著作が北畠親房に思想的影響を与えたことは明らかである。鎌田純一「中世伊勢神道の研究」（平成10・続群書類従完成会）は、「神皇正統記」応神天皇の条も、その表現の特徴から外宮神主、すなわち家行が説く説によったものと見ている。

また家行著作「神道簡要」（文保元年（一一二七）作）は、真福寺本の説語から、正平三年（一一三八）には後村上天皇に献上済みであり、ついで、中院大納言北畠顕能（親房の子）の所蔵本が権少僧都亮連に伝授されており、この書が南朝に流布していたことがわかる。（真福寺善本叢刊第二期第八巻「伊勢神道集」（2005・臨川書店）、伊藤聡氏解題に言及がある。）

注8 「神道簡要」の引用は真福寺善本叢刊第二期第八巻「伊勢神道集」（2005・臨川書店）による。

注9 親房は伊勢・石清水両宮をさして「二所ノ宗廟」と述べている。神宮宗廟観は、伊勢神宮の外宮祠官によって積極的に唱えられ、親房に継承されていたが、この点については高橋美由紀「中世における神宮宗廟観の成立と展開」（「国家と宗教 日本思想史論集」（平成4・思文閣出版））に既に考察されている。

注10 岩佐美代子氏は、「特に伊勢・石清水に捧げる天皇詠、諸社神官詠の多い所に本集の時代色を見得る」と述べられる（「風雅和歌集全注釈」下巻（笠間書院・2004））。

注11 稲田利徳「八幡信仰と中世和歌——ひとのひとより」をめぐって——（「国語と国文学」第74巻8号（H9・東大国語国文学会））に考察がある。「李花集」858の第三句の読み「わが人」も、氏の指摘に従っている。

注12 石清水の託宣の引用は日本思想大系「寺社縁起」（1975・岩波書店）「八幡愚童訓」乙本頭注に所収のものによる。

注13 注11稲田氏論文は、「ひとの人」とは、北朝を統合する足利氏をはのめかしているとも考えられ、かなり屈折した読みぶりになっている」と読みとかれる。

注14 川合康「武家の天皇観」(講座・前近代の天皇4 統治的諸機能と天皇観)(1995・青木書店)参照。

注15 「統史愚抄」天授元年(水和元年)三月廿七日条に「征夷將軍義満朝臣始參石清水宮云。」、弘和三年(水徳三年)正月十四日条に「左大臣義満為源氏長者。」との記述がある。

注16 例えば「草鹿集」神祇巻には、「男山花の白木綿かけてけり影なびくべき君が春とて」(建武の比、等持院贈左大臣家に、寄花神祇といふことをよまれしに・1399)と、早くも建武年間に石清水の加護による尊氏の支配を祝す和歌が見られる。また、「正覚国師集」に「貞和六年仲春廿六日、征夷將軍于時重相并典範義詮、西芳寺に來臨、法談後、庭前兩株の佳花賞玩の次に、人人歌よみける」とあり、その際の和歌三首中一首は「ふくかぜも枝をならさぬ春なればをさまれる世と花もしるらん」(32)と、明らかに義詮を意識し、足利氏の支配力をたたえる意図をこめた詠であった。現実には足利氏を前にして、「君が春」「をさまれる代(世)」が天皇のみならず足利氏へも使用され、権力の移行がはっきり表現されはじめている事が見えてとれよう。

注17 ほかに神祇巻に存する尊氏詠に対する反叛の意識があらわれた例としては、「新千載集」の神祇巻で、後醍醐天皇詠に連続して尊氏の詠がおかれた同集982、983番の並びを、「新葉集」では、尊氏詠を取り、後醍醐天皇詠に続き、後村上院の詠を置き、妙光寺内大臣の詠を続けることで、南朝の帝と臣の堅いつながりを見せる配列に直している箇所があげられる。この点については、拙稿「『新葉和歌集』の哀傷歌—哀悼の小宇宙—」(『愛知県立大学文学部論集(国文学科編)』第56号・2007・3)に言及した。

本論文は、中世文学会第百五回大会(平成二十年十月二十六日、於同期大学)における研究発表「『新葉和歌集』神祇歌考」から一部をまとめたものである。大会発表時において、ご意見を賜った桶田利徳先生その他の方々にあつく御礼を申し上げます。